

令和2年第7回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年7月17日（金） 午後2時00分
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 倉増 知 | 2番 | 宮崎 春夫 | 3番 | 俵 薫 |
| 4番 | 伊藤 新司 | 5番 | 安部 好恵 | 6番 | 岸 英法 |
| 7番 | 村上 浩一 | 8番 | 石田 健治郎 | 9番 | 櫛崎 宣明 |
| 10番 | 伊藤 美和子 | 11番 | 萬代 泰生 | 12番 | 井町 哲 |
| 13番 | 武藤 康志 | 14番 | 縄田 善博 | 15番 | 安富 法明 |
| 16番 | 伊藤 太一 | 17番 | 馬屋原 眞一 | 18番 | 桑原 正彦 |
| 19番 | 山本 正二 | | | | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 鮎川 幸彦 | 大石 洋典 | 中野 修 |
| 野尻 涉 | 松田 孝子 | 山縣 正明 |
| 山田 孝治 | 吉村 徹 | |
- 5 欠席農業委員
- 6 欠席推進委員
- 7 事務局
- | | | | | | |
|------|-------|----|-------|----|-------|
| 事務局長 | 落合 浩志 | 主幹 | 中村 正寿 | 主事 | 小幡 和希 |
|------|-------|----|-------|----|-------|

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今から令和 2 年第 7 回総会を開催いたします。本日の出席委員は 1 8 名中 1 8 名、よって定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。それでは、美祢市農業委員会会議規則第 1 6 条第 2 項の規定による、議事録署名委員を議長の方より指名をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい、ありがとうございます。それでは議事録署名委員を指名をいたします。4 番、伊藤（新）委員。1 6 番、伊藤（太）委員。よろしく願いいたします。このメンバーでの総会は今日が最後となります。最初に挨拶をしたいところですが、一番最後に一言挨拶させてもらおうと思います。議事の方に入りたいと思います。それでは、議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。番号 1 から 2 までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2 件朗読。</p> <p>1 件目。遠方に居住しており耕作管理が困難な譲渡人から申請地を買い受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが、自作地借り受け地について、適正に耕作されています。第 2 号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第 3 号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は、基準を満たしております。第 5 号の下限面積要件は当市の 1 0 0 0 m²以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第 7 号の周辺農地の利用に支障は無いものと考えます。以上のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2 件目。農業経営拡大のため申請地を買い受けるものです。第 1 号の全部効率利用要件についてですが、後程説明します報告第 3 号により、自作地借り受け地について、適正に耕作されています。この件につきましては、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号から第 7 号の許可要件をすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	はい。ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
1 6 番	1 5 番の伊藤です。7 月 7 日に 9 時、農業委員会事務局に集まりまして、会長さんと、職務代理、私と事務局のみなさんと美祢市

	<p>内の現地調査に出向きました。</p> <p>まず最初の●●さんの件でございますが、これは●●●を出まして、●●の方向を●●●に向いまして、●●●●を通りすぎまして、●●●の●●●●がございます。その、右、こっちから行きますと右手の方に●●の方に抜ける道がございます、その交差点から約100mくらいですかね、そこにご自宅での現地調査ということをやりました。ご本人とお話をさせていただきましたが、いつものように、全部効率利用ということから、畑地を見させてもらいました。ごく普通に管理されておるといことで、その他機械、それからご自身の81歳という高齢でございますが、私より若いような方でございますので、当分の間大丈夫じゃないかなという気は正直しております。それで、現地のですね、買われる所は、●●●の交差点の所の、昔●●さん、確か●●さんという●●さんがありまして、今はシャッター降りてますけど、その横で●●さんとの横の間に田んぼがございます。これを買われまして、耕作されることについては周囲とかそういった問題もない私どもは何ら問題は無いというふうに考えて調査を終えたわけでございます。皆様方のご審議をお願いします。</p>
議長	2番。
18番	<p>2番につきましては、同じ7日の日に雨の中を見て回りまして、●●さんの方は、●●さんの工場がある事務所、こちらから行ったら、●●●を入れて橋を渡ってすぐのところですけど、そこを見ました。というのがですね、全部耕作の要件がありまして、現況証明が出ておりますが、ここは、なんといいですか、農地じゃなくて、家が建っておりますので、それを現況証明をという事が出てましたので、その現況証明を確認しております。買われる田んぼについては別に支障があるわけではありませんので、見ておりません。現況証明の方でよろしくご審議の方をお願いいたします。以上です。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは、地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。
22番（推進委員）	山縣です。1番について、今、伊藤委員さんが言われたように、別段問題はないと思いますのでご審議よろしく申し上げます。
議長	次、野尻さん。
14番（推進委員）	<p>於福上地区担当の野尻です。今、桑原委員さんが言われたとおり、特に問題はないと思います。借り受け管理が、ちょっと雨が続いてまして、草がちょっと大きくなりすぎてますけども、それはしっかり管理やっただけのものと思います。以上です</p>

議長	はい。ありがとうございます。それでは、委員のみなさんより何かご質疑等ございましたら、お願いいたします。
14番	質問ですけど。2番の方、●●さんの方、現行で122㎡を耕作されて、今度5,825㎡すごい面積が広がってるんだけど、122から5,800すごく耕作意欲があると思うんだけど、機械とかそんなのは、結構耕作意欲はあるだけでは出来ないんじゃないかと、どうかなと思って、ちょっと聞いてみた。現地調査された方に聞いてみたいなど。
議長	私が知ってる限りでは、以前、●●●ってご存知ですかね、●●で、あの●●●でかなりの面積を農家から借りて耕作をしておられました。トラクター等は持っておられると思います。それで、イノシシと鹿の被害であの上が作れなくなって、下に昔から持っておられた農地が●●●等で買収されたり、いろんなあれで、小さなこの122㎡ほど残って、道の端っこの方に残ってるちゅうな感じの、今、農地しか実際には、それとですね、あとで出てきます現況証明の内の土地が農地として登記され、確認されず土地なんです。それで現況証明の所については後でまた説明があると思いますが、どうもあそこで●●●●をつくる時に市から買われた、美祢市から買われた土地のようです。ご本人は美祢市が売るときちゃんと地目変更してくれとればいいのに、してくれてないからこんなことせんにゃいけないと、本人は言っておられました。横にですね、市の水道のポンプ所がございますので、その辺は間違いないんじゃないかなというふうに、完全にくっついておりますので、間違いないんじゃないかなというふうには思っております。
14番	はい。わかりました。
議長	他にございませんか。無いようでしたら、採択に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい。ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は、原案の通り決定を致します。 それでは続きまして、議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。番号1から2までを、事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。

事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。申請者は、山口市に居住する無職の個人です。申請地は、●●●●から北西へ3.9kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。高齢により耕作管理が困難となったためクヌギ90本を植林するものです。この案件については、農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。申請者は、市内に居住する無職の個人です。申請地は、●●●●から北東へ430mの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。家族の方が建設業を営んでおり、資材置場が不足しているため、資材置場を設置するものです。この案件につきましては、農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程宜しく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
16番	<p>16番の伊藤です。まず、番号1の件ですが、これからですね、県道●●号線を西にとりまして●●●の方へ向かいます。それで途中●●●●●さんのところに三差路の交差点がありますがその真っすぐに行きまして、トンネルを越えまして、トンネルを過ぎて、そこを降りた所からですね、右手を●●の方に行く道路がございます、その1分ぐらいほど右手にとりまして、現地の●●に到着をしました。現地では●●さん本人と中野推進委員さんが立ち会われまして、現地を見たわけですが道路から川を隔てて、東側にこの田んぼがございます、だいぶ草が伸びてますが、ご本人がおっしゃるにはもう体がちょっと悪くなった時にですね、草を刈るのにも非常に難儀をするということで、出来ればここに書いてありますようにクヌギを植えたいということでもございました。この現地にですね、クヌギを植えられても、そばの田んぼ等々には、とりあえず鹿ですとかそういった環境面に関して影響はないだろうというふうに私どもは判断しましたが皆さま方のご審議をお願いします。</p>
18番	<p>2番につきまして、桑原が説明いたします。2番目につきましては県道●●●線がつながりましたが、●●●●●から約500mくらい行ったところの●●というバス停のすぐ上です。そうですね、20mか30m上がった所の高台にあります。それから場所的にはですね、周りは田んぼがありますがこれ全部自己保全で、もう草ぼうぼうの田んぼにして圃場整備の●●●ー●●というのは、高い、ちょっと高い所にあります。●の●●はちょっと低い所にあります。現場は転用されても他の農地には全く影響ないし、排水の方も大丈夫と思います。ご審議の方、よろしくをお願いいたします。</p>

議長	はい、ありがとうございます。それでは、地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。
1 2 番 (推進委員)	補足はありません。これは、前回 1 回見に行っております。会長はよくご存知だと思います。
議長	2 番目。
1 9 番 (推進委員)	推進委員の松田です。今、言われたように補足はございません。みなさんの審議をよろしくお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。ちょっと、わたしの方から、補足しておきます。2 番につきましては実際は今回、現況証明でどうだろうかというふうに出てきた案件でございます。どうみても現況証明で落とせるような状態ではありませんので、現地は確認をしましたので、4 条ないしは 5 条での申請をお願いしますということで、4 条できちっとした正規の申請で出してもらった案件でございます。補足しておきます。委員のみなさんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。(「はい」の声) それでは、採択に移りたいと思います。議案第 2 号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい。ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第 2 号は、原案の通り決定をし常設審議会の方へ附します。それでは続きまして、議事順位第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。番号 1 から 3 までを、事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	3 件朗読。 1 件目。申請者は美祢市に本店を置く建設業を営む法人です。申請地は、●●●●●から北西へ 2. 8 k m の位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。用地が手狭で、従業員の休憩所、重機やトラックの置場がないため、申請地を取得し、休憩所、車庫等を設置する申請です。この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 2 件目。申請者は東京都に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。申請地は、●●●●●から西へ 4 k m の位置にある公共投

	<p>資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請地を取得し、売電事業を行うため、パネル設置面積549.30㎡、発電出力49.5kwの太陽光発電設備を設置するものです。この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。申請者は東京都に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。申請地は、●●●●●から北東へ3.6kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請地を取得し、売電事業を行うため、パネル設置面積535㎡、発電出力49.5kwの太陽光発電設備を設置するものです。この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程宜しく申し上げます。</p>
議長	<p>はい。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
16番	<p>16番、伊藤です。まず、番号1の●●●さんの申請の件でございますが、これ先程申し上げましたように、ここを出まして●●の方へ参ります。●●の方へ参りまして途中に●●●●がございまして、その●●●●を過ぎて、そうですね、4、50mぐらい行きますと、左上にこの●●●●さんの事務所がございまして、そこには、書いてある通り駐車場なりをつくるということでございまして、その周りにここにこういうものが出来てもですね、他の家等々に迷惑がかかると思えません。北側が山の斜面に隣接しておりますので、そういった面から言っても問題ないというふうに考えますので、ご審議の程お願いいたします。</p> <p>それから、2番ですが、先程申し上げましたように国道●●●●号を●●●●に向かって行きますと、●●●●を、先程●●の件でございましたがそれと同じくトンネルを降りた所にですね、現地はございまして、現地は今現状は草が大変たっておりまして、非常に管理はしてないはずですけど、ここに太陽光を設置しても、まわりに民家も無しですね、他の田んぼ、田んぼはございまして、この事によって影響はあるとは思えませんので、よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
18番	<p>3番目につきましては、これはもう●●●●から、●●●●からですね。●●の方から●●に入る新しい道が出来ておりますが、その道の旧道に入って●●に入る方に曲がってすぐのところなんです。これは、ちょっと大変なところがありまして、そこに栗とか梅とか梨とかいろいろなもの植えてありまして●●さん本人は長門市の方に住居を居住されてありまして、お年でございましてこちらで管理するのが大変だということでまわりに迷惑をかけてはいけないということで、太陽光発電をしたいということでした。これによって、まわりの農地に対する影響は今よりはまだ少なくなるんじゃないかなという感じがしております。みなさまのご審議の程よろしくお願いいたします。</p>

議長	はい、ありがとうございます。それでは、地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。
1 2 番（推進委員）	はい。中野ですが、●●●の件でございますけど、これはもうこのまわりには、田んぼがひとつもありません。ここに畑を作りようちゃったけども父さんも亡くなられてから●●●のもんが草刈りやらなんやらしよったらしいけど、何も問題はないと思います。よろしくをお願いします。
議長	2 番も。
1 2 番（推進委員）	2 番の●●さんの件ですが、ここは、僕らの先輩で●●さんという上の先輩がおりましたけど、この方の田んぼじゃったですけど、その●●●●さんという人が、娘さんひとりじゃったもんですから、都会の方に嫁にいちよってじゃから、どねえもならんちゅうて、ずっと荒らしばなしでしちよっちゃたけど、こういう話が出てきたというのでやってもらおうということでございました。よろしくをお願いします。
議長	はい、3 番。
2 3 番（推進委員）	3 番、伊佐地区の山田です。地区名は●●●●●●です。●●●●と読みます。桑原委員が言われたように別に支障はないと思いますので審議の方よろしくをお願いします。
議長	はい。ありがとうございます。それでは、委員のみなさんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは、採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい。ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は、原案の通り決定をし常設審議会に附します。それでは続きまして、議事順位第4 議案第4号 農地法に基づく別断面積の見直しについてを議題といたします。事務局より議

事務局	<p>案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> <p>朗読。</p> <p>別段の面積についてですが、これは平成21年に農林水産省の方で別段の面積を定めることが出来まして、農業委員会の適正な事務実施について、これは毎年、利用状況調査の結果に基づき下限の面積、別段の面積の設定又は修正の必要について検討する事になっております。これが今日の会議でございます。理由ですが、設定する、下限面積の設定の基準ですけど、農林業センサス、そして管内の農地パトロールの荒廃農地を参考にしながら決定するわけですが、いままでどおり17条第1項であればセンサスを利用して、この下限面積を決定すれば、50アール、いままでの5反から下げられない状態でございます。それで、第2項の方は利用して、平成24年から設定しておりますが、この令和元年の農地法第30条に規定に基づき利用調査の結果、15.1ヘクタール遊休農地を解消した、解消したというよりかは、A分類からそのA分類が荒廃化して、B分類に行った訳ですけど、この農業従事者の高齢化とか後継者不足そして有害鳥獣そしてあらたな問題として相続等により、農地に無関心な市外在住の土地持ち非農家が増加いたしまして、連絡不通や所在不明などにより、土地利用の協議が進まない状況が今から増えるかと懸念しているわけでございます。それで安易に引き下げをいたしますと農地が虫食い状態になる懸念もございますが、50アールも満たない農家を促進しなければ、ますます、荒廃するんじゃないかといまして、昨年も一年間、約9件、そして筆数であれば20筆くらい、この下限面積に満たない方の申請を受理しております。それで、今回の第7回総会においてもこの下限面積10アールからの変更は行わないと事務局は考えております。以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事務局より説明がありましたよう、これまで通り美祢市の下限面積を1000㎡とすることに対して、意見がございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは、採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は、原案の通り決定をいたします。</p> <p>それでは続きまして、議事順位第5 議案第5号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。番号1から2までを、議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。申請地は、●●●●から北東に1.3kmの位置にある農用地区域内農地です。駐車場を設置するための農振除外です。</p> <p>2件目。申請地は、●●●●から南西に2.8kmの位置にある農用地区域内農地です。植林をするための除外申請です。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
18番	<p>では、報告いたします。最初の1番の件につきましては、●●●●の本社というか、工場の前で社長宅のすぐ下の田んぼになるんですが、ここを駐車場にしたいということです。まわりには、田んぼはございません。東側に見えたんですけど、これに対しては、全く影響はないような状況でございます。排水については、水路はちゃんと確保するということでございましたので、まわりに対する影響はないものと思われまので、よろしくご審議の程お願いいたします。</p> <p>それから、2番目の●●さんの件ですが、これは、●●から●●に抜ける●●の道路から、こっちから行ったら右側に入って100mくらいのところの昔、元の梨畑です。ご本人が亡くなられて、息子さんが譲られたんですが、耕作は困難というか、梨を作ることができませんので、植林をしたいということで、既に梨が伐採されてまして、もう植林の準備は整ってるような状況でした。これは、まわりに梨がございませんので、植林されてもまったく影響がないような状況ですのでよろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。それでは、地元委員より補足説明ございましたら、お願いいたします</p>
23番（推進委員）	<p>伊佐地区の山田です。今桑原委員が言われましたように、別に支障はないと思いますので、審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>吉村さん、まだ、見えてないですね。あの、安富さんお願いします。</p>
15番	<p>吉村さんから遅れるからということで、よろしくということなんですが、これ今説明がありましたようにですね、梨畑で、●●●●さんというんですが、より相続されてもですね、息子さん、●●●●さんて言うかね、●●●●出ておられます。●●●●辞めて、梨園やる様な状況にも無いだろうと思うんですが、そういうことで致し方ないから、梨の木を切って、植林をするということらしいですが、よろしくということでございます。</p>

議長	はい、ありがとうございます。委員のみなさんよりなにかご意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採択に移りたいと思います。議案第5号につきまして原案に対し、当番委員の報告による協議結果を意見とし、決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい。ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第5号は、協議結果を附して、市長の方へ送付いたします。それでは続きまして、議事順位第6 議案第6号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の報告並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 それでは、本日配布しております、令和2年7月31日告示、令和2年8月1日開始の農用地利用集積計画、をご覧ください。今回全体で16筆でございます。利用権設定面積は、新規のみで合計が22,548㎡、貸し手が9名、受け手が7名でございます。内訳は、4ページ目以降に付けております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地の利用計画が基本計画に適合する事、農用地を効率的に利用して耕作する事、耕作に必要な農作業に常時従事する事の利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程、よろしく申し上げます。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員より何かこの件につきまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。無いようでしたら、委員のみなさんより、なにかご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採択に移りたいと思います。議案第6号につきまして、原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい。ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第6号は、原案の通り決定をいたします。それでは続きまして、議事順位第7 議案第7号 農地等利用最適化推進案について基づく意見書の提出についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

事務局	<p>朗読。</p> <p>農地法第38条第1項に基づく、推進委員さんの提出なんですが、平成28年の4月に改正農地法が改正されまして、今までは第6条の方に建議事項というのがあったんですが、それが廃止され、新たに38条第1項の方に行政機関に対する、意見書の提出ということで出ております。それで、われわれの任期であります、平成29年の7月の20日から、令和2年の7月19日までの間、農業委員の活動を通じて得られた知見に基づきこの要望書を農業振興部会の方で作成したわけです。それで、前回の第6回に一応素案としてみなさんの方にお示しをして、悪い所を修正いたしました。それで、今日はまことに申し訳ありません、13ページ目です、1-(1)のところの上から5行目の所にですね、6月、市に新規就農者の支援対象の拡大を国等行政機関に働き、か、になってますけど、ここの間に、け、が、すみません入ります。申し訳ございませんでした。で、修正いたしまして、この13ページ目と13-1ページ目をセットに今日、ご審議をして頂きまして、これ農業委員会として今日今から、決定いたしまして4時からですね、市長の方に最後の任期であります時に市長の方にこれを意見書として提出したいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。推進部会のみなさん本当にありがとうございました。委員のみなさんよりご意見等ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。(「いいですよ」の声) それでは、採択に移りたいと思っております。議案第7号について原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第7号は、協議結果を附して市長の方に提出をいたします。それでは、議事順位第8 報告第1号 農畑地造成事前報告について、事務局より報告事項の朗読の並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>申請地は●●●●から北東に3.3kmの位置にある田です。水はけが悪いため造成をするものです。造成が終わったら果樹を植えられる予定です。</p> <p>以上報告いたします。</p>

議長	はい、それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いします。
16番	16番の伊藤です。●●さんの件でございますが、これから●●●●出まして、●●方面に向かいます。途中●●を過ぎまして、左手に●●●●ですかね、これを過ぎまして、そこから約、そうですね、100m、約200mくらい過ぎますと、道路が四差路になっておりまして、美祿市の方ご存知かもしれませんが、あの角に昔確か喫茶店があったと思いますが、それを、こっちから行きますと、左手にとりまして、約100m前後行きますと該当地がございます。確かに水はけが悪いため、要整備がありますから、現地もやはり家の裏ですけど、ずいぶん家から下側になっておりまして、畑の田んぼの上を水路がかけっておるとそういった状況でございます。ですから大変水はけが悪いと思いますし、この施工にあたってその他の所に影響は全然ないところでございまして、問題はないかと思えます。ご審議の程、お願いします。
議長	ありがとうございます。それでは、地元委員より補足説明ございましたら、お願いいたします。
6番（推進委員）	はい。推進委員の大石です。只今、伊藤さんの方からご報告がございました。特に私の方から追加する内容はございません。よろしくお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。委員のみなさんよりなにかご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい、特に発言ないようでございますので、以上で報告第1号を終わらせていただきます。 では続きまして、議事順位第9 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届についてを事務局より報告事項の朗読の並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 申請地は●●●●から北西に2.3kmの位置にある第2種農地です。登記地目は原野ですが、栗が植えてあり、現在は畑として利用されているので申請が出たものです。携帯電話基地局を増設するための届出です。 以上報告いたします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。

18番	<p>桑原です。現地はですね、県道になるんですかねあれは、●●から●●に抜ける道ですが、●●の町を抜けまして、ちょっと行きましたら、小高い峠がありまして、その峠を登りきったところから、●●●●というところに、左側に入る道を入りまして、7, 800m行った所なんです、そこに既に●●●●の基地局がアンテナが建っておりまして、その下に、栗が植えてある栗畑ですが、基地局を造成するということですね。とりわけ、そこに対しての農地に対する影響はございませんので、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。5なんとかというのがあるよね、5Gか、5G等の対応の為の増設だそうです。安富委員さんよくご存知だと思いますが、今、住人2名くらいですかね、●●●●。</p>
15番	<p>3戸あります。</p>
議長	<p>3戸あるんですか。ぐらいいし家の無いところでございます。ここに行けといたら今から自動車の無人運転がどうも入ってきますので、その為の準備じゃないですかということしか私には分かりませんが、申請者というか代理人の方は言っておられたけれど、5Gの為の増設だそうです。委員のみなさんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。</p>
6番	<p>ちょっと、質問。質問。</p>
議長	<p>はい。</p>
6番	<p>今、事務局の方からこれについて、現在畑地なので、報告したという表現があって、原野であればこれはもうほったらかしでいいということですか。原野であれば、もうそのまま何もいないということですか。畑地、現況で、現況の状況で申請するということで。</p>
議長	<p>あのですね。農地法上の取扱い、農地法の取扱い上の、扱う中で要は地目が、登記簿上の地目が農地である場合、それから、もうひとつは現況が農地である場合と、この二つが農地法の適用として、取り扱う。よって、この場合は、地目は原野でございますけど、今、多分、10、20年は経っておらないと思いますが、15、6年生くらいの栗が植栽されております。たぶん栗を植栽す</p>

	<p>る前にここ地籍調査をやっておりますので、地籍の時に原野に地目を認定したのではないかというふうにわたしは思います。その後地主の方が栗を植栽されて管理をされ、現在に至っているもんだというふうに解釈をしております。</p>
6 番	<p>はい、ありがとうございます。</p>
議長	<p>他にご意見ございませんか。意見も出尽くしたようでございますので、報告第 2 号を終わらせて頂きます。</p> <p>それでは、議事順位第 1 0 報告第 3 号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の報告の並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>申請が 1 筆。2 0 年以上前より耕作放棄後、現在は宅地として利用されている状況でございます。</p> <p>以上報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました当番委員の報告をお願いいたします。</p>
1 8 番	<p>桑原と申します。現地はですね、先程の●●さんの 3 条の件でございましたが、そこで見ております所ですが、●●●から●●さんの工場の方に入って橋を渡ってすぐのところでございます。先程話しが、会長の方から出ておりましたけれど●●さんが市から買われて、すぐにもう事務所兼資材置場、1 階は資材置場に 2 階が事務所という感じになっております。そのすぐ裏には、市の浄水装置がございます。よって、もう家が建って何年もたっておりますので、現況の証明の処理でよろしくお願ひしたいと思ひますので、ご審議の程お願ひいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、地元委員より補足説明ありましたら、お願ひいたします。</p>
1 4 番 (推進委員)	<p>野尻です。今、桑原委員さんのご報告通り、特に問題はないと思ひます。もう、わたしが、小学校か中学校の時に前を通る時にはもう事務所が建ったような気がいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員のみなさんより質問等ございましたらお願ひいたします。</p> <p>はい。よろしゅうございますか。「はい」の声) はい、それでは、特に発言は無いようでございますので、以上で報告第 3 号を終</p>

事務局	<p>わらせていただきます。</p> <p>では、続きまして、議事順位第11 報告第4号 美祢市農地利用最適化推進委員の選考結果についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p> <p>朗読。</p> <p>美祢市農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数を定める条例、第3条に規定する推進の定員25名についてですね、推薦の求めと募集を行った結果、定数25名に対しまして、26名の応募がございました。しかしながら、1名ご辞退され、候補者は25名ということになりました。内訳としましては応募が18名、推薦が7名でございました。この25名の方につきまして、7月の1日に開催しました、美祢市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会により、選考を行いまして、24名を提出しております。また、定数に満たさない部分について、再度の募集を行いまして、1名の推薦応募がありましたので、7月の17日、この総会の前に2回目の美祢市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催しまして、1名を選出しております。選考結果につきましては後程、選考委員長に推せんされました萬代委員からご報告がございました。今後の予定としましては、7月20日開催の第8回の総会で、新農業委員のみなさんに推進委員の委嘱の承認をいただく様になります。ご承認いただけましたら、7月31日に農業委員会から農地利用最適化推進委員の委嘱を行う予定でございます。以上で報告4号の説明を終わります。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それでは、委員長の方より報告をお願いいたします。</p>
萬代委員	<p>この度の選考委員長に推せんされました萬代でございます。私の方からご報告を申し上げたいと思います。本日、配布しております資料、美祢市農地利用最適化推進委員候補者選考委員、選考結果をご用意ください。先程事務局からの説明がありましたように、当初26名応募があり、1名辞退されたわけですが、説明された25名、そして再度の募集を行い、1名の推薦応募をされた方につきまして、7月1日と7月17日本日ですが、委員会を開催し、厳格に選考した結果、適格である者25名、不適格である者1名となりましたのでご報告申し上げます。なお、この不適格というこの表現がちょっとですね、わたしも抵抗があるんですけど、ご理解いただきたいと思います。農業委員の応募をしておられ、7月20日に市長より辞令交付予定者であることを申し添えておきます。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員のみなさんより、何かご意見ございましたら、お願いいたします。</p>

	<p>わたしとしては、不適格じゃなくて農業委員の方を先にとったので、この方は辞退されましたという形の表現の方がよかったんじゃないかなというふうに私は思います。意見を言う立場にないものでございますので終わります。</p>
<p>萬代委員</p>	<p>今の表現なんですが、わたしどももちょっとこれは抵抗があるんじゃないかなともう少し表現をかえてくれないかということをお願いしましたが、理由はすべてみなさん分かっておられると思われまして、どうぞよろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>他に何かございませんか。よろしゅうございますね。それでは、報告第4号を終わらせていただきます。 それでは、続きまして、議事順位第12 報告第5号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>朗読。 この度、22ページ目以降にございますように、3件、●●●●株式会社、農事組合法人●●●●、農事組合法人●●●●から提出がございました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査しましたところ、適正でありました事をご報告申し上げます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。委員のみなさんより、只今の報告について、なにかご意見ございましたら、お願いいたします。</p>
<p>6番</p>	<p>1つだけ、いいですか。●●●●さんはこれは、農地が美祢市にあるからこういう報告があるんですか。この報告はなぜ、美祢市にくるのか、役員の●●さんが美祢市の方だから、美祢市に来るのか、この報告来る理由がちょっと分からないんですけど、たとえば、在住者ということであれば、●●●●さんという方が取締役で残ってるのであれば、これ一番表題の宇部市・美祢市農業委員会だけでなく、下関市も該当するんじゃないだろうかということで、この報告の要点ていうのは、どうなってるのかちょっと教え願いたい。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、事務局。どうぞ。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地が美祢市内にあるという事でございます。</p>

議長	わたしの方から付け加えましたら、●●●●をやっておられるのが、宇部市のわたしが知ってる範囲では●●●●、●●で苗木を作られて、●●●●の裏で、●●●●の栽培、販売をしておられます。
6番	あそこね。
議長	<p>●●さんという方は●●●●の役員の方でございます。●●●●の直営の●●●●の栽培・販売会社だというふうに思っていたらいいんじゃないかなというふうに思います。</p> <p>他にご意見ございませんか。意見も出尽くしたようでございますので、以上で報告第5号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、その他の項に移りたいと思います。</p> <p>農業相談日、1件予約が入っていたようでございますが、ありませんでしたので。</p>
倉増委員	あります。
議長	あったんか。
倉増委員	はい。
	(発言多数で聞き取り不能)
議長	聞いとるのは1件予約が入ってるとは聞いてたんで、それでは、お願いいたします。
倉増委員	1件ありました。それで、伊藤さんと馬屋原さんと私と3人で相談日にあたりました。そして、相談の内容はですね、本人は●●さんて、名前出して(「いいです」の声) ●●さんという方で、前の名前は●●さんで●●に在住された方です。それで、相談の内容はですね。父が亡くなられまして、お父さんが亡くなられまして、農地がですね、概ねほとんど他の方に買って頂いたんですが、小面積の3畝くらいの三角の土地がですね、●●の方の●●●●の裏あたりなんですけど、そこにちょっと残って、買い手がないと、本人ですね、手放したいと、手放したいとか、貸したいとかいろいろ話があったんですけども、調べてみますと未整備地ではなく基盤整備の中に入っており、純然たる非種農地で、それもなかなか難しんじゃないかということで、今後ですね、誰か耕作者

	<p>を探す、農家の耕作者を探すという形で今、話し合う途中です。また相談に来ますからということですので、また、この次の回か、その頃にまた相談にあがられるかと思っておりますので、それまでにですね、出来れば耕作される方を探したいとは思ってるんですけど、そういう現状でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。大変な相談ありがとうございました。お疲れでございました。●●でございます。担当委員さんだれになりますかね。</p>
倉増委員	<p>瀧山さん。</p>
議長	<p>いいえ、ちがいます。農業委員さん。</p>
倉増委員	<p>農業委員は私です。</p>
議長	<p>はい。推進委員さんは、誰かいい方いらっしゃいますか。</p>
倉増委員	<p>余談といたしますか、その話の途中で、さっきも申しましたが、今度、農業委員に入って来られる、●●●●さんのところのたぶん息子さんと契約されてると思うんですけど。</p>
事務局	<p>利用権はご本人。</p>
倉増委員	<p>本人です。本人とされてると思いますので、1回は●●さんと●●さんと話しをされたんですけど、破談になってますけど、わたしと●●さんすごい心安いもんで、もうちょっと押してみようかなと思っております。そのような感じです。</p>
議長	<p>わかりました。よろしく申し上げます。あの、●●さんの方にどうもいい話があるようでございますので、お願いをしておこうと、あの19日過ぎても、20日過ぎてもまた農業委員だと思いますので、よろしく願いいたします。 以上で提出されました議案につきましては、全て終了いたしました。委員のみなさんから何か最後に特にこれだけは言っておきたいということがございましたらお願いいたします。無いようでしたら、事務局の方より事務連絡等お願いいたします。</p>

事務局	<p>はい、事務局の方から今後の日程についてお知らせいたします。今後の日程というか、先程も言いましたけど、7月の20日からですね、新しい美祢市農業委員会の体制になるわけなんですけど、7月の20日の月曜日、来週の月曜日なんですけど、新しい農業委員さんの方へ市長から認定がございまして、それから農業委員会の初総会という運びになります。ですので、市長からの任命を受けられるご予定の農業委員のみな様にはお手元の方に7月20日月曜日、初総会のご案内があらうかと思ひます。今ここにいらっしやらない、新しく任命予定の農業委員さんについては、同様の文書を送付しておりますので、7月20日の月曜日10時にこの場所にお集まり頂ければと思ひます。それと総会の会場なんですけど、前からちょっと申しておりますが、またコロナの第2波というか何波になるかよくわかりませんが、いつまでも収まりませんが、今年度いっぱい、令和3年の3月まではですね、引き続きこの場所で行う様に段どりをつけておりますので、総会の時はお間違えが無いように、市民会館の2階大会議室というふうに覚えておいてください。以上です。</p>
事務局	<p>わたしから一点。みなさんにお配りしております、任期満了に伴う農業委員会互助会精算報告書を出して頂ければと思ひます。こちらがですね、毎月、農業委員さん推進委員さん1名につき5000円ほど積立をしております、令和2年7月16日現在、昨日現在で預金残高が6,148,941円ありました。こちらを43名で割って、おひとり142,998円、総会の前にお渡ししています。端数の27円は積立の方に預金をしております。大金ですので、机の下等にお忘れないようによろしく願ひいたします。以上です。</p>
事務局	<p>わたしからちょっと。本来ならですね、この総会が終わった後にお別れの会というか懇親会をするわけなんですけど、先月の総会の時に会長が申した様にコロナウィルスの影響で今回は中止になったということございまして。その分、手当の方は、ちょっと増えておりますのでご了承ください。退任される委員さんだけなんですけど、事務局でお預かりしておりますご印鑑を今日お返ししておりますので、ご確認して頂きたいと思ひます。もし、間違っていましたら事務局の方に言って頂きたいと思ひます。7月分の手当てですけど、これ日割り計算になりますのでご了承ください。最後なんですけど、退任される委員さんだけでございまして、全国農業新聞と山口県の農業会議の連名で活動のお礼と全国農業新聞の継続の購読ということで、文章を差し上げております。退任されても引き続き、全国農業新聞の購読をよろしく願ひいたします。以上です。</p>
6番	<p>すみません。20日の文章は入ってるけど、印鑑は無いよ。</p>

事務局	あの、すみません。今、お金が入っておる封筒ですね。その中にすみません、入れております。
議長	退任する委員さんの印鑑のみですよ。継続される委員さんの印鑑は入っておりません。
事務局	継続される委員さんのみ、この今大金が入っております封筒の中に次回の総会のご案内を入れております。すみません、説明不足で申し訳ございませんでした。
井町委員	服装は何でもいいんですか。服装。
事務局	そうですね。今回から写真撮影はありませんので、一応今の襟のついているような服であればと思いますが。襟を正すとよくいわれておりますけど、市長がお見えになりますんで、そんなに派手な服装じゃなかったらよろしいかと思います。
井町委員	ネクタイするとか、これでええの。
事務局	それであれば、いいかと。
議長	3年間どうもみなさん、お疲れ様でございました。いろいろ、当日も1年に2回も3回も農地法その他の慣例法令が変わる中でですね、みなさんには農地法を遵守する立場でいろんな所で方面で奮闘いただきましたことをありがたく感謝しております。退任されるみなさんにつきましては、これからも体に気を付けて健康に気を付けてまた、どっかで元気に顔を合わしたときには、声をかけて頂けたらなというふうに思っております。本当にご苦労様でございました。また、再任されましたみなさんにつきましては、来る20日よりまた、一緒に農業委員会の方でいろいろ奮闘して行きたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。本当に長い間、ご苦労さまでございました。ありがとうございました。
事務局	それでは、本日は終わりたいと思います。 号令

午後 3 時 2 0 分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

令和 2 年 7 月 1 7 日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

